

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う 社会を実現するための計画 (案)

男女共同参画のための品川区行動計画(第 6 次)

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画

品川区困難女性支援基本計画(新)

令和 8(2026)年3月

品川区

「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画」の策定にあたって

このたび、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための計画」を策定いたしました。

品川区では、令和 6(2024)年4月、すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を施行しました。本計画は、条例の基本理念を具現化し、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する、区の施策を推進する基盤となります。

近年、少子高齢化の進行、人口減少、働き方やライフスタイルの変化、価値観の多様化など、社会環境は大きく変化しています。しかし一方で、令和7(2025)年の日本のジェンダー・ギャップ指数は 146 カ国中 118 位で依然として低く、未だに固定的役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込みは、年齢・性別にかかわらず社会のあらゆる場に根深く残っています。また、性的マイノリティ当事者の方々が日常で直面している困難の解消には、区全体で性の多様性に対する理解を深め、差別や偏見をなくしていく必要があります。

区民の皆様とともに本計画を推進することで、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」の実現に取り組んでまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきましたジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました区民の皆様、関係者の方々に心より感謝申し上げます。

令和8(2026)年 3 月



品川区長 森澤 恭子

目 次

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例 基本理念	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の推進体制	6
5 計画の期間	7
6 ジェンダー主流化	7
7 区民のウェルビーイング向上	8
8 SDGsへの取組	8
9 計画の体系図	10
第2章 計画の内容	11
基本目標Ⅰ ジェンダー平等と性の多様性を尊重するまち	12
(1)ジェンダー平等意識の醸成	12
■現状と課題	12
■取組の方向性 指標	13
①ジェンダー平等意識啓発の強化(広報・啓発活動の充実)	14
②ジェンダー平等教育の推進	15
③メディアにおける差別の防止	16
(2)多様な性のあり方に対する理解促進と支援	17
■現状と課題	17

■取組の方向性 指標	18
①性の多様性に関する理解促進に向けた教育	19
②地域・事業所等への啓発の推進	19
③性の多様性に関する相談体制の整備・支援	20
④区職員・教職員への意識啓発・研修体制の充実	22
(3)共生社会の理解促進と支援	23
■現状と課題	23
■取組の方向性 指標	24
①多様性を認め合う意識啓発・居場所づくり	25
②多文化理解に関する取組・外国人向け情報提供	26
 基本目標Ⅱ ジェンダー主流化体制の推進	28
(1)ジェンダー視点による区政運営の推進	28
■現状と課題	28
■取組の方向性 指標	29
①品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の推進	29
②計画推進体制の充実と評価体制の確立	30
③区職員・教職員への意識啓発・研修体制の充実	31
④国際社会・国内での取組に対する理解・促進、国・都・大学・企業・NPO 等との連携の強化	32
(2)地域活動におけるジェンダー平等の推進	33
■現状と課題	33
■取組の方向性 指標	34
①地域活動への参画のための活動支援	34

②地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成	35
(3)ジェンダー視点に立った防災対策の推進	36
■現状と課題	36
■取組の方向性 指標	37
①ジェンダー視点に立った災害時対応	38
②防災対策における女性等の参画拡大	39
(4)ジェンダー平等推進センターの機能強化	40
■現状と課題	40
■取組の方向性 指標	41
①ジェンダー平等推進センターの活用の推進	42
②ジェンダー平等推進センターの相談事業の充実	43

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と誰もが安心して暮らせる社会の整備.....44

(1)配偶者等からの暴力の未然防止と被害者に対する包括的支援	44
■現状と課題	44
■取組の方向性 指標	45
①配偶者等暴力の防止に向けた周知・啓発	45
②早期相談・早期発見体制の充実、関係機関との連携	47
③被害者の安全確保と自立支援.....	49
④区の体制整備と関係機関との連携.....	51
(2)ハラスメントや性暴力等の防止	54
■現状と課題	54
■取組の方向性 指標	55

①ハラスメント防止のための意識啓発	56
②性暴力防止のための意識啓発	56
③性教育の実施と相談体制の充実	57
(3)困難な問題を抱える女性への支援	58
■現状と課題	58
■取組の方向性 指標	59
①女性に関する相談体制の強化	59
②課題を抱える女性への自立支援	61
③関係機関との連携を強化するための取組	64
(4)生涯を通じた健康支援	65
■現状と課題	65
■取組の方向性 指標	66
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の啓発・支援	67
②ライフステージに応じたところと体の健康づくりの推進・支援	68
基本目標Ⅳ 女性活躍とエンパワーメントの支援、ワーク・ライフ・バランスの実現	70
(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	70
■現状と課題	70
■取組の方向性 指標	71
①区の審議会等における女性の積極的な参画・登用促進	72
②区職員における女性の活躍推進	72
(2)女性の就労・起業・創業の機会拡大	73
■現状と課題	73

■取組の方向性 指標	74
①女性活躍推進のための就労・起業・創業の支援	75
②事業所等への働きやすい職場環境づくりの支援	76
③区における働き方の変革	77
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	78
■現状と課題	78
■取組の方向性 指標	79
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	80
②事業所等への支援・啓発	80
③子育て支援の充実・男性の育児参画支援	81
④高齢者・障害者への支援と介護を支える環境整備の推進	84

第3章 資料編	87
1 推進体制・策定経過	88
2 品川区行動計画推進会議 諮問事項等一覧	89
3 人権尊重都市品川宣言	92
4 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例	93
5 男女共同参画社会基本法	100
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	104
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	117
8 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	126
9 ジェンダー平等推進関係の主な動き(世界・国・東京都・品川区)	131
10 用語解説	139

第 1 章 計画の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

品川区では、令和6(2024)年4月に「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を施行し、9つの基本理念のもと、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切にし、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでいます。

平成31(2019)年に策定した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」は、「男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)」に「品川区配偶者暴力対策基本計画」および「品川区女性活躍推進計画」を包含した計画ですが、この間の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の延長・改正および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定がありました。

条例制定と法改正等を踏まえ、新たな「男女共同参画のための品川区行動計画(第6次)」として、条例の基本理念を具現化し、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に関する施策およびジェンダー主流化を総合的かつ計画的に推進していくための計画を策定します。

2 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例 基本理念

「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」では、すべての人が、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず

- ①自らの意思によって、社会のあらゆる分野に参画できる社会
- ②個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会
- ③多様な個人として尊重される社会
- ④差別や暴力を受けることのない社会

の実現に向け、9つの基本理念を掲げています。

1 人権侵害の根絶

性別等に起因する差別、配偶者暴力等、ハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害が根絶されること

2 多様な生き方の選択

すべての人が、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思責任において多様な生き方を選択できること

3 平等な参画機会の確保

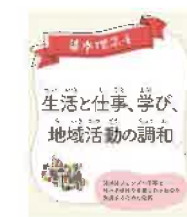
すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動方針の立案および決定に平等に参画する機会が確保されること

4 生活と仕事、学び、地域活動の調和

すべての人が、家事、子の養育、家族の介護その他の生活における活動および職場、学校、地域等における活動の調和の取れた暮らしを営むことができること

5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重

すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること



6 ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える教育

学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組が行われること



7 女性のエンパワーメント

女性のエンパワーメントの推進により、女性が尊厳と誇りをもって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できること



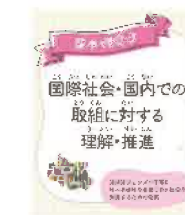
8 性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消

すべての人の性的指向およびジェンダーアイデンティティが尊重され、性的指向およびジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難等が解消されること



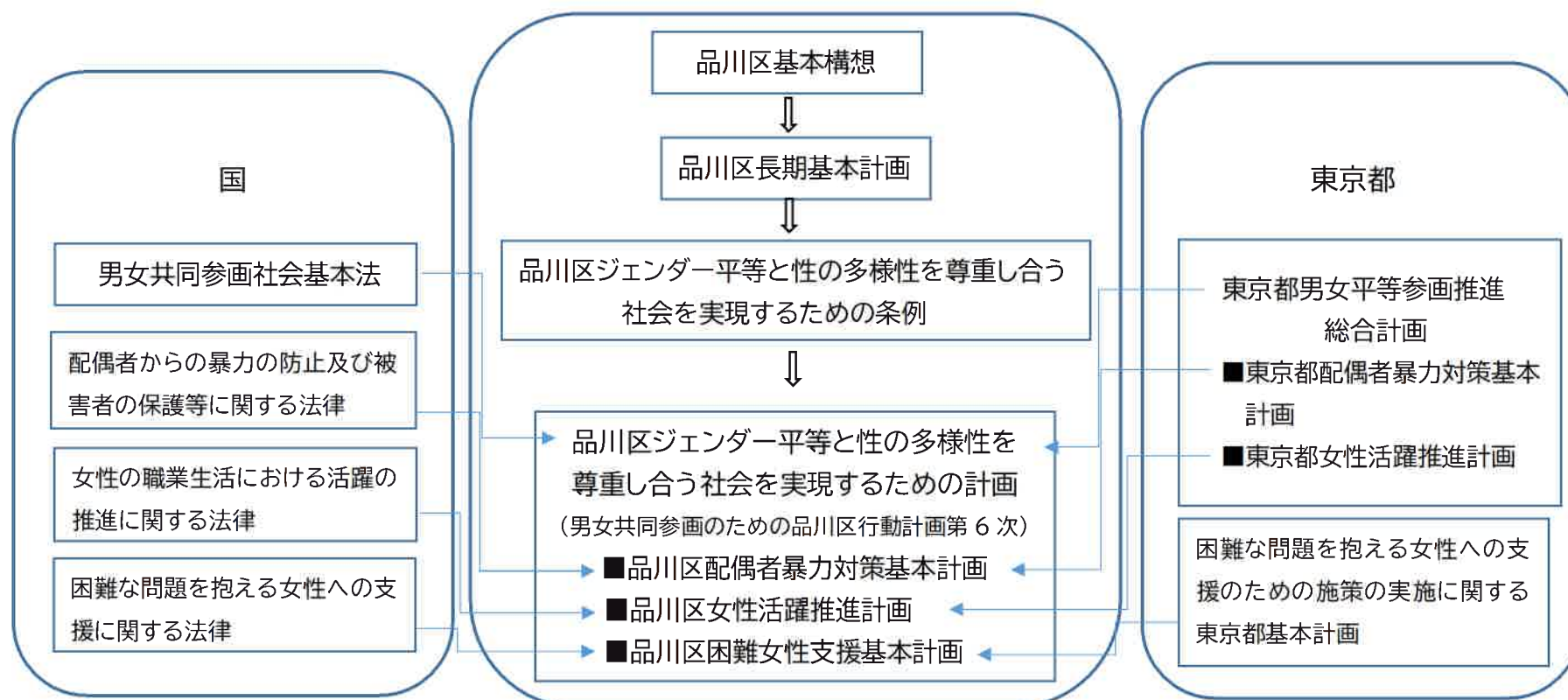
9 国際社会・国内での取組に対する理解・推進

国際社会および国内におけるジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現に係る取組を積極的に理解し、推進すること



3 計画の位置づけ

- ◇ 本計画は、「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」に基づく計画です。
- ◇ 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ◇ 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」です。
- ◇ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」です。
- ◇ 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に基づく「市町村基本計画」です。
- ◇ 本計画は、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」および関連する計画との整合性をもった計画です。
- ◇ 本計画は、男女共同参画社会をめざす第 1 次から第 5 次の行動計画を継承した第 6 次計画であり、品川区配偶者暴力対策基本計画、品川区女性活躍推進計画および品川区困難女性支援基本計画を包含した計画です。

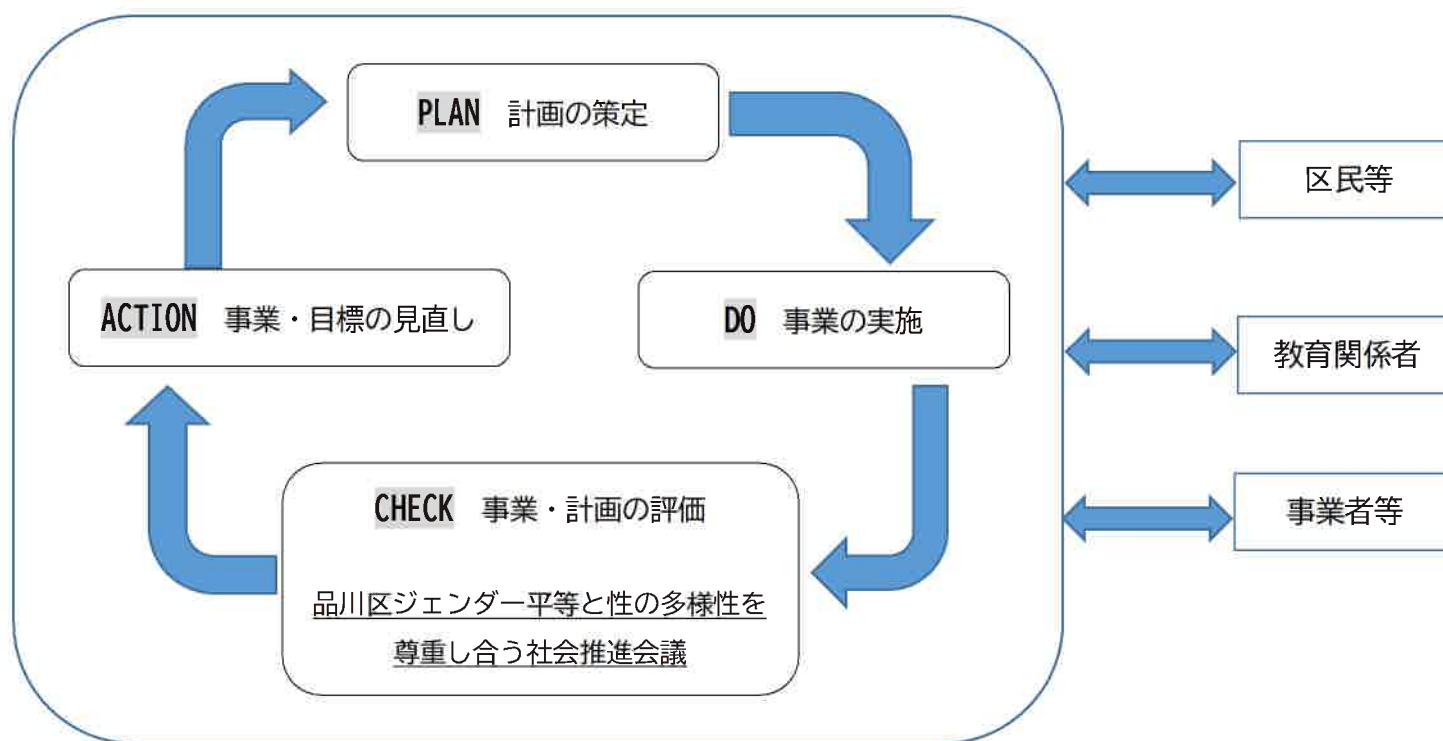


4 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、目標ごとに指標を設け、各施策についての進捗・効果を定期的に検証、評価し、事業の実施や見直しに反映させます。

各施策を総合的かつ計画的に推進するため、学識経験者、区内関係団体の代表者、公募区民で構成する「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議」において、計画の策定、評価を実施します。評価については、毎年度実施し、区ホームページにて公表します。

また、区民等、教育関係者、事業者等などと連携し、区全体の取組として推進していきます。



5 計画の期間

本計画は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間を計画期間とし、毎年度進捗を確認します。令和 11(2029)年度に区民・事業所調査を実施し、令和 12(2030)年度に見直しを行います。



6 ジェンダー主流化

平成 7(1995 年)に北京で開催された第 4 回国連世界女性会議で「ジェンダー主流化」という概念が国際的に提唱され、「北京宣言」と「行動綱領」に盛り込まれました。会議以降、ジェンダー主流化は国際的な規範となり、多くの国で国内政策や法制度に反映されるようになりました。

「ジェンダー主流化」とは、社会のあらゆる分野において、政策立案や意思決定の全過程にジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー平等を実現しようとする包括的な戦略です。この概念は、女性の地位向上だけでなく、社会全体のジェンダー平等を目指すものです。本計画においても、「ジェンダー主流化」を中核に据え、あらゆる分野・段階において、ジェンダーの視点を取り入れた施策を推進します。

7 区民のウェルビーイング向上

品川区では、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていけるしながわ」の実現に向けて、「区民の幸福(しあわせ)の向上」すなわち「区民のウェルビーイング向上」という視点でさまざまな取組を進めています。

本計画の推進にあたっては、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが自分の望むように生き、幸せを感じることができる社会、また、人がつながり、支えあうことができるやさしく寛容な社会の実現をめざし「区民のウェルビーイング向上」という視点とともに「ジェンダー主流化」を基本とした取組を進めていきます。

8 SDGsへの取組

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27(2015)年に国連サミットで採択された、令和12(2030)年を年限とした、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。経済、社会、環境の3つの側面から捉えることのできる17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成されています。

品川区は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、令和6(2024)年度の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。

SDGs未来都市しながわとして、SDGsの誰一人取り残さないという理念のもと、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性を大切に、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取組を強化します。



【DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)】

「DE&I(ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン)」は、組織や社会において多様性を尊重し、公平性を確保し、すべての人々を包摂することを目指す概念です。DE&I の推進は、社会の持続可能な発展や組織の競争力向上にも寄与すると考えられています。

◆ダイバーシティ(多様性):Diversity

- ・性別、年齢、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、宗教、文化的背景など、多様な特性や経験を持つ人々を受け入れ、尊重すること。
- ・多様な人材の存在を認識し、その価値を認めること。

◆エクイティ(公平性):Equity

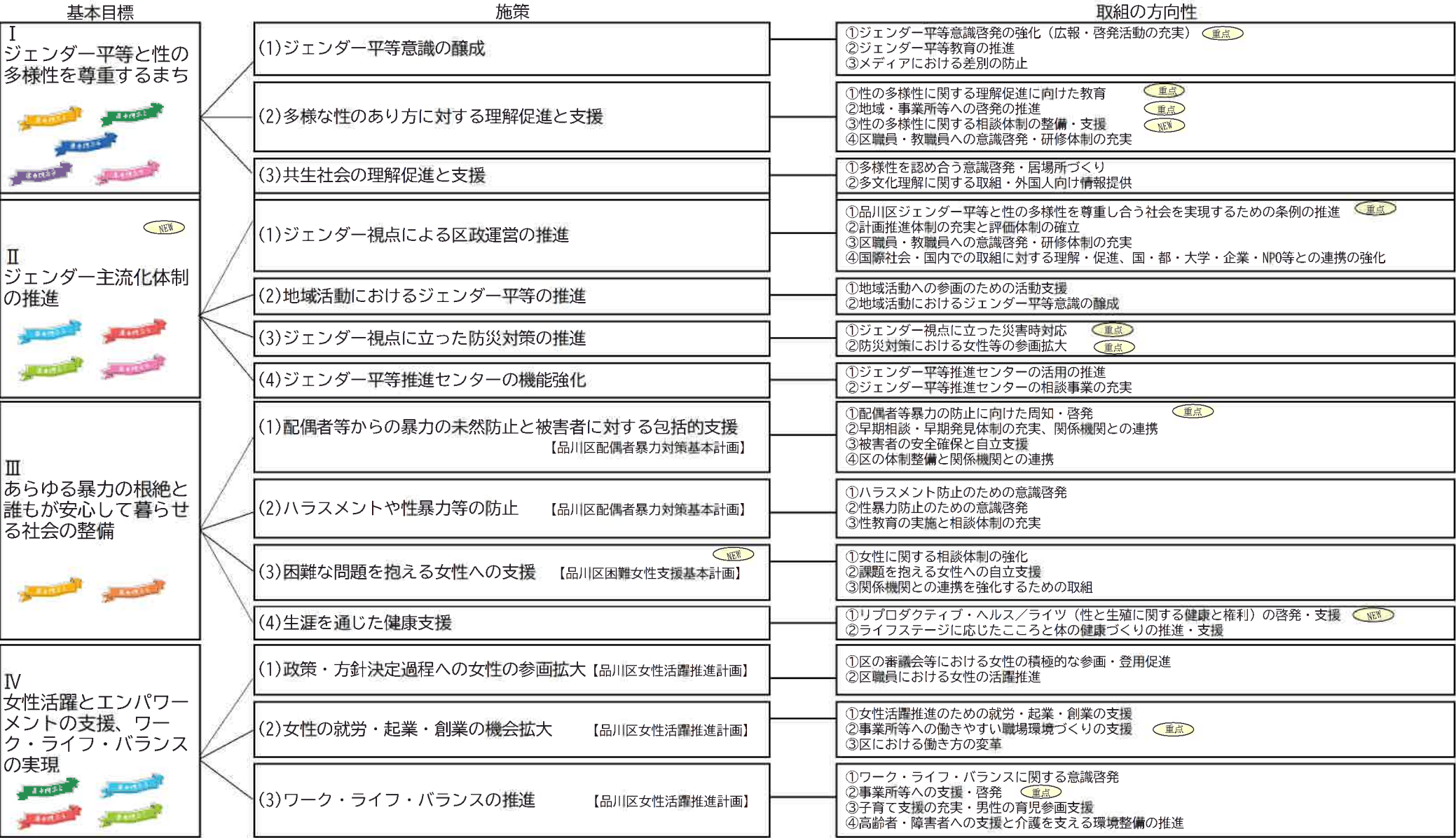
- ・単なる機会の平等だけでなく、結果の公平性も考慮に入れること。
- ・個々の異なるニーズや状況に応じた適切な支援や資源を提供し、公平な成果を目指すこと。
- ・構造的な不平等や障壁を認識し、それらを取り除くための積極的な取組を行うこと。

◆インクルージョン(包摂):Inclusion

- ・多様な背景を持つすべての人々が、組織や社会に完全に参加し、貢献できる環境を作ること。
- ・誰もが尊重され、価値を認められ、帰属意識を持てる文化を醸成すること。
- ・意思決定プロセスに多様な声を取り入れ、真の参加を促進すること。

DE&I の枠組みを通じてジェンダー平等と性の多様性を推進することで、すべての人が自分らしく生きられる、包摂的で公平な社会の実現を目指すことができます。

9 計画の体系図



NEW 男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）から新たに追加した項目 **重点** 重点取組

※条例の基本理念詳細はp2～p4に掲載

